

翻訳は外部業者によるものであり、外務省が内容の正確さを保証するものではありません。

国名及び調査対象地域	クイーンズランド州政府
回答者氏名及び所属	カイリー・ステファン (Kylie Stephen) - Director
回答作成日	2018年

## I. DV 被害者とその子の保護に関する法制度の概要

※ DVの定義を含む。

※ 法令名を含む。

クイーンズランド州の法律では、家庭内暴力 (DV) には、身体的、性的、感情的、心理的又は経済的に虐待、脅迫、強要し又は恐怖によって他人をコントロール・支配する目的で行う行為が広く含まれる。

2012年家庭内暴力保護法 (The Domestic and Family Violence Protection Act 2012) (以下「本法」) は、該当する関係にあり家庭内暴力の被害を受けている人々の安全及び保護を提供することをその目的としている。

2016年10月、クイーンズランド州議会は、本法への一連の改正を可決し、家庭内暴力の被害者とその家族の保護を拡充させ、加害者に自己の行動に対する責任を負わせるとともに、統一された対応の提供を支援することとした。

<https://www.legislation.qld.gov.au/view/html/inforce/current/act-2012-005> 及び

[https://publications.qld.gov.au/dataset/domestic-and-family-violence-resources/resource/2e418216-57\\_a3-4712-b24d-ad00e02ab6f5](https://publications.qld.gov.au/dataset/domestic-and-family-violence-resources/resource/2e418216-57_a3-4712-b24d-ad00e02ab6f5) を参照。

## II. DV 被害者の緊急時の保護

### 1 家庭内暴力の被害者とその子の保護のための緊急シェルター

#### (1) 概要

DV コネクト (DVConnect) は、家庭内暴力を逃れる女性及び子どものための秘密厳守でのアドバイスやカウンセリング、そして緊急シェルターの紹介を行っている。連絡先は、180 811 811。 <http://www.dvconnect.org/womensline/about-womens-refuges/>を参照。

避難所 (別名: シェルター) は、自宅やコミュニティにおける家庭内暴力をから逃れる女性や子どものために安全な場所を提供している。

クイーンズランド州の避難所の多くは、帰る家がない、あるいはホームレスになるおそれのある女性や家族に一時的な支援付きの宿泊場所やその他の支援サービスを提供するために政府の助成を受けている。他に、政府の助成を受けずに、家庭内暴力に関連して宿泊サービスを提供している場所がある。こうした場所は、自己資金による避難所と呼ばれている。

2017-2027年クイーンズランド州住宅戦略 (Queensland Housing Strategy) に付随する2017-2020年クイーンズランド州住宅戦略行動計画 (Queensland Housing Strategy 2017-2020 Action Plan) の主要な活動内容は、シェルターの建設、シェルターの設備改修、ある

いは修繕により、家庭内暴力から逃れる女性及び子どものための住宅事情を改善することである。

<http://www.hpw.qld.gov.au/Housing/PartnershipInitiatives/DomesticFamilyViolence/Pages/default.aspx>

を参照。

#### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・申込方法 (3機関程度を例に挙げ記入)

避難所への入所の手配は、1800 811 811 のDVコネクト・ウィメンズライン (DVConnect Womensline) に連絡して行うことができる。セキュリティと安全を維持するために、避難所の場所と詳細は秘密にされており、公表されていない。

DVコネクト (DVConnect) のカウンセラーは、リスク評価のプロセスの後で、利用可能な最も近い安全な避難所に避難させるという原則に従って動く。避難所は、残念ながら、非常に入所希望者が多く、提供されるスペースは現在利用できる空があるかによって判断される。<http://www.dvconnect.org/womensline/about-womens-refuges/> を参照。

#### (3) 入所の要件 ((2) で挙げた各機関について記入)

<http://www.dvconnect.org/womensline/about-womens-refuges/> を参照。

#### (4) 支援内容 ((2) で挙げた各機関について記入)

個々の支援内容については記載しない。これは、(2)に記載されていない個々のシェルターは、機密保持のために記載していないからである。提供されているサービスに関する追加情報は以下に掲載されている。<http://www.dvconnect.org/womensline/about-womens-refuges/>

#### (5) DV被害者が移民/外国人の場合の支援内容 (通訳支援等を含む) ((2) で挙げた各機関について記入)

避難所は様々な文化や宗教に配慮しており、可能な限り、被害者の自身の宗教に参加するというニーズに対応しようとしている。

プライバシーや安全が保障されるのであれば、カウンセラーは各文化に固有のサービスを対象者に紹介し、その際には、法律や移民に関する問題などについて通訳、電話又は直接の支援を得ることができるようにする。

避難所は、様々な文化に食生活上のニーズという点でも対応しており、例えば、肉屋やスーパーマーケットのような各文化に固有の食品の販売店に人々を連れていくこともある。

#### (6) その他、一時保護に関する有益な情報

<http://www.dvconnect.org/womensline/about-womens-refuges/> を参照。

## 2 警察による加害者への対応

### (1) 調査対象地域の警察の名称、連絡先、連絡方法等

クイーンズランド州警察。緊急時の連絡先は000、その他すべての緊急でない、又は一般的な問い合わせの連絡先はPolicelink 131 444。

## (2) DVの通報があった場合の警察の対応

警察が事件に対応し、調査を行って、適切な措置を講じる。これには被害者に代わって家庭内暴力に関する保護命令の申立てを行うことや、家庭内暴力をそれ以上受けないように保護することなどが含まれる。

## (3) 接近禁止命令等を守らない加害者に対する警察の対応

警察は申し立てられている違反について調査を行い、必要に応じて手続を開始する。事件の性質によっては、警察が被告を拘留し、保釈を認めないことがある。また、状況によって正当と認められる場合、警察は現行の家庭内暴力に関する命令の一種を申請することもできる。

## (4) DV被害者が移民／外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

可能な場合には、警察は通訳を手配して被害者とのコミュニケーションの助けとし、出来事について被害者側の説明を聞き、関連法を適用して被害者を確実に保護できるようにする。

被害者が移民／外国人の場合には、相談窓口（Police Referral）ともなり、23種類に区分される450以上の支援サービスが受けられるようにする。これにはDVコネクト（DV Connect）やビクティム・アシスト・クイーンズランド（Victim Assist Queensland）などの機関が含まれ、暴力行為の被害者に経済的援助を行うこともある。

## 3 警察によるDV被害者の支援

### (1) 警察によるDV被害者の支援内容

警察は被害者が家庭内暴力支援サービスを含む適切な支援機関を紹介されるように手配する。警察は、被害者が緊急シェルターにたどり着けるように、また緊急シェルターから警察に通報できるように支援するとともに、訴訟手続中の援助も可能である。

### (2) 告訴、被害届等の書類の入手方法

警察は、陳述書を作成した時点でそのコピーを被害者に渡す。QPRIME報告書（クイーンズランド警察のコンピュータで作成された文書）のコピーについては、被害者はCITECコンファームホットラインの07 3222 2700又は+61 7 3222 2700又は1800 773 773へ連絡する必要がある。これには手数料がかかる。詳細については[www.confirm.citec.com.au](http://www.confirm.citec.com.au)へアクセスのこと。

### (3) DV被害者が移民／外国人の場合の警察の配慮（通訳支援等を含む）

必要に応じて、警察は通訳を手配し、被害者が警察に陳述を行う際の助けとする。

### (4) その他、警察によるDV被害者支援に関する有益な情報

警察が事件に対応する際、「被害者の権利憲章」に基づいて、被害者に支援の相談窓口を紹介することが義務付けられている。QPSが設置した相談窓口（Police Referral）では

23 種類に区分される 450 以上の支援サービスが受けられる。これには DV コネクト (DV Connect) やビクティム・アシスト・クイーンズランド (Victim Assist Queensland) などの機関が含まれ、「暴力行為」の被害者に経済的援助を行っている。初めに警察が行うのは支援サービスと経済的援助の 2 つへの紹介だと考えられるが、訴訟支援や被害者影響陳述で被害者を援助するために追加の紹介を行うこともある。

#### 4 その他緊急時の DV 被害者の保護に関する情報

メンズライン (Mensline) は、秘密が守られる無料電話カウンセリング、紹介及び支援サービスで、男性専用で設けられたものである。これはクイーンズランド州全域のサービスで、午前 9 時から真夜中まで、年中無休で運営されている。

<http://www.dvconnect.org/mensline/about-mensline/>を参照。

‘Not Now, Not Ever’報告書の提言に対応して講じられた政府とコミュニティによる措置と、現在、メディアやコミュニティが家庭内暴力に注目していることから、加害者介入プログラムに対する要求が高まる結果となった。

### III. DV 被害者の自立支援

#### 1 医療保険

##### (1) 概要

医療保険及びメディケアはクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。詳細についてはオーストラリア連邦政府に問い合わせるか、以下にアクセスのこと。

<https://www.australia.gov.au/information-and-services/health/health-insurance> 及び <https://www.humanservices.gov.au/individuals/medicare>

住所：

Medicare

GPO BOX 9822

各州の州都

#### 2 生活保護

##### (1) 概要

クイーンズランド州では、暴力行為の被害者に対し、要件をみだす場合、経済的支援が提供される。

申請が受理されると、被害の回復にかかる費用の一部又は全額を賄うための支援が提供される。この費用には次のようなものが含まれる。

- 医療費及びカウンセリング費用
- 医療及びカウンセリングを受けに行くための交通費
- 安全及びセキュリティの費用
- 犯行時に損傷を受けた衣服の交換にかかる費用
- 犯行現場の清掃費用
- 減った収入の補填費用 (最高\$20,000 まで—特別な条件が適用される)

- けがの回復にかかるその他の相当な費用
- 援助を申請する際に生じる法的費用（最高\$500まで—特別な条件が適用される）
- 葬儀費用（最高\$8,000まで）

<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance>

を参照。

家庭内暴力の被害者は、専門家による家庭内暴力支援サービスに連絡することにより、仲介基金を利用することができる。リスク及びニーズの評価の後、交通費又は宿泊費、生活費又は食品、おむつ、洗面用品の購入といった日用品などの問題を支援するために仲介が行われることがある。

### （2）調査対象地域での主な担当機関名・連絡先・生活保護の申込方法

経済的支援は、クイーンズランド州で暴力行為の被害者となった場合に、ビクティム・アシスト・クイーンズランド（Victim Assist Queensland）から申請することができる。これには家庭内暴力が含まれる。

経済的支援の申請は暴力行為から3年以内に申請しなければならない。

<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance/type-of-financial-assistance-available> を参照。

### （3）受給の要件

多くの人々が暴力犯罪による影響を受ける可能性がある。

支援はビクティム・アシスト・クイーンズランド（Victims Assist Queensland）を通じ、被害者を4種類に分けて提供される。被害者はそれぞれの種類に対応する経済的援助を申請できる。

- 直接被害者：暴力行為の結果として直接被害を受けた者。
- 目撃者である間接被害者：暴力行為を見たり聞いたりしたことによって被害を受けた者。
- 保護者である間接被害者：暴力行為に気付いた結果として被害を受けた、被害者（18歳未満）の親又は主たる監護者。これには被害者の両親、監護者、継親、共同監護者、里親、監護をしている親族、又は子どもの毎日の養育に責任を負うその他の者が含まれる。但し、一時的に又は短期間、親の代わりに務める人は含まれない。
- 親族である被害者：暴力行為の直接の結果として死亡した者の近親者及び被扶養者。これには当人のパートナー／配偶者、子ども、兄弟／姉妹又は親などが含まれる。オーストラリア先住民の伝統又はトレス海峡諸島の風習で近親者とみなされる者もこれに該当することがある。

暴力の直接の結果として死亡した者の葬儀費用に責任を負う者には葬儀の援助も提供される。

### （4）支援の内容

<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance/victims-categories> を参照。

(5) DV 被害者が移民／外国人の場合の配慮  
通訳支援を利用できる。

(6) その他、生活保護に関する有益な情報  
<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance/victims-categories> を参照。

### 3 家族・育児給付等

#### (1) 概要

<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance/victims-categories> を参照。

#### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・家族育児給付の申込方法

キッズ・ヘルプライン (Kids Helpline) の連絡先は 1800 55 1800 で、助けを求めることができる。キッズ・ヘルプラインは、5歳～25歳の若年者を対象とした、秘密が守られる無料の電話及びオンラインのカウンセリングサービスであり、これは保育サービスではなく、家庭内暴力を受けている子どものための支援サービスである。

クイーンズランド州政府は、子どもを含め、家庭内暴力による影響を受けた人々にカウンセリングや支援などの様々な援助を行う家庭内暴力支援サービスの資金も提供している。

<https://www.qld.gov.au/youth/family-social-support/young-people-domestic-family-violence> を参照。

#### (3) DV 被害者が移民／外国人である場合の配慮

通訳支援を利用できる。

### 4 住宅支援

#### (1) 概要

最も必要性が高いと評価された社会的弱者のセーフティネットとして公営住宅が提供される。申請者はすべての適格基準を満たさなければ公営住宅を利用できない。

<https://www.qld.gov.au/housing/public-community-housing/eligibility-applying-for-housing> を参照。

#### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・住宅支援の申込方法

Housing Service Centres

住宅サービスセンター

<https://www.qld.gov.au/housing/public-community-housing/housing-service-centre> を参照。

### (3) 支援の要件

<https://www.qld.gov.au/housing/public-community-housing/check-your-eligibility> を参照。

### (4) 支援の内容

<https://www.qld.gov.au/housing/public-community-housing/types-of-houses-provided>

### (5) DV 被害者が移民／外国人の場合の配慮

<https://www.qld.gov.au/help/languages> を参照。

### (6) その他、住居支援に関する有益な情報

<https://www.qld.gov.au/housing/public-community-housing/eligibility-applying-for-housing> を参照。

## 5 求職に関する支援・職業訓練

### (1) 概要

クイーンズランド州政府は、家庭内暴力を受けている者が職業教育訓練 (VET) の補助金付き訓練及び技能習得奨励金を利用できるようにしている。2017/18 年 VET 投資計画 (2017-18 Annual VET Investment Plan) は、クイーンズランド州住民の職業技能習得 (Skilling Queenslanders for Work) (SQW)、証明書 3 保証 (Certificate 3 Guarantee) 及び高度技能 (Higher Level Skills) などの制度を通して、家庭内暴力を受けている者を含む恵まれないクイーンズランド州住民に対し、補助金付き訓練機会を利用する道を提供し続けている。

クイーンズランド州政府は、VET 部門と連携して、現在承認されている家庭内暴力に関連するコンピテンシー単位の増加に努めている。クイーンズランド州の訓練補助金リストには、児童、若者及び家族介入の証明書 IV と修了証書の両方に対する補助金が含まれ、これは部門の特定の役割に関連性がある雇用又は高等教育への道を開くことにもなる。

クイーンズランド州住民の職業技能習得 (Skilling Queenslanders for Work) (SQW) イニシアティブは、2017/18 年度年間 VET 投資計画 (2017-18 Annual VET Investment Plan) に基づく重要なイニシアティブである。SQW は、コミュニティに基づく機関が適格参加者に合わせた援助を行い、雇用を確保する上で必要なスキルや資格を得るための資金を供給する。

SQW はクイーンズランド州女性戦略- コミュニティ実行計画 (Queensland Women's Strategy - Community Implementation Plan) の一部を構成するイニシアティブの一つであり、州政府による女性と女兒のためのビジョンの概要を、コミュニティ、業界及び政府から情報を得て説明している。2016-17 年度以降、再就職する女性が SQW の重要なターゲットグループとなっている。家庭内暴力を受けている者を含む女性たちによる SQW の参加率は 50 パーセントを超え続けている。

### (2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・支援の申込方法

VET の補助金付き訓練及び技能習得奨励金、並びに SQW に関する詳細情報については、[www.training.qld.gov.au](http://www.training.qld.gov.au) 及び電話 1300 369 935 で省に連絡されたい。

### (3) 支援の要件

適格要件のほか、機関による申請方法や申請時期など、省内の適切なチームに向けられた問い合わせを含め、援助の提供を行っている、上記連絡先を参照されたい。

### (4) 支援の内容

[www.training.qld.gov.au](http://www.training.qld.gov.au) を参照されたい。

### (5) DV 被害者が移民／外国人の場合の配慮

通訳支援を利用できる。[www.training.qld.gov.au](http://www.training.qld.gov.au) 及び電話番号 1300 369 935 を参照されたい。

### (6) その他、求職支援及び職業訓練に関する有益な情報

家庭内暴力休暇は、家庭内暴力を受け、結果として休暇を必要とする従業員を対象とした、2019 年労使関係法（旧）（法）のクイーンズランド州雇用基準の規定の一環で利用できる。家庭内暴力休暇は、どれくらい休暇を取るか、及び従業員の雇用形態により、有給又は無給となる。

臨時雇いでない常勤従業員は、年に最長 10 日間の有給家庭内暴力休暇を取ることができる。

非常勤従業員は、働いた時間に基づき（比例して）常勤の権利の一定割合の休暇を取ることができる。

長期臨時雇いの従業員\*は、年に最長 10 日間の無給家庭内暴力休暇を取ることができる。短期臨時雇いの従業員は、年に最長 2 日間の無給家庭内暴力休暇を取ることができる。

詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<https://www.treasury.qld.gov.au/fair-and-safe-work/industrial-relations/qld-industrial-relations-framework-ork/domestic-and-family-violence-leave/>

## 6 在留資格

### (1) 移民／外国人被害者が加害者から在留資格取得や更新のための援助が得られない場合の対処方法（DV 被害者のための特別なビザ等を含む）

移民及び在留資格はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。

詳細については内務省 131 881 に問い合わせるか、以下にアクセスのこと。

<https://homeaffairs.gov.au/about/corporate/information/fact-sheets/38domestic>

## 7 DV 被害者支援機関・福祉事務所による自立のための支援

### (1) 概要

家庭内暴力支援サービスは、子どもを含め、家庭内暴力による影響を受けた人々にカウンセリングや支援などの様々な援助を行う。

クイーンズランド州政府は、家庭内暴力の被害者及び加害者に向けた様々な支援サービスの資金を供給する。サービスには次のようなものがある。

- 成人及び児童へのカウンセリング
- 州全域のヘルプライン－ウィメンズライン (Womensline)、メンズライン (Mensline)、性的暴力ヘルプライン □
- 訴訟支援
- 加害者の行動変容プログラム
- 女性のシェルター及びモバイルサポートサービス

関係において家庭内暴力を振るう側を対象とする情報やプログラムも多数提供されている。

<https://www.qld.gov.au/community/getting-support-health-social-issue/counselling-support-advice> を参照。

(2) 調査対象地域での担当機関名・連絡先・支援の申込方法 (3 機関程度を例に挙げて記入)

<https://www.qld.gov.au/community/getting-support-health-social-issue/counselling-support-advice> を参照。

(3) 支援を受けるための要件 ((2) で挙げた各機関について記入)

支援を受けるための要件は受けるサービスの種類に応じて異なる。サービスに関する詳細情報は以下で閲覧できる。

<https://www.qld.gov.au/community/getting-support-health-social-issue/counselling-support-advice>

(4) 支援内容 ((2) で挙げた各機関について記入)

各機関のプログラム及びサービスは、機関／実施されているサービスの種類に応じて異なる。サービスに関する詳細情報は以下で閲覧できる。

<https://www.qld.gov.au/community/getting-support-health-social-issue/counselling-support-advice>

(5) DV 被害者が移民／外国人の場合の配慮 (通訳支援を含む) ((2) で挙げた各機関について記入)

クイーンズランド州政府は、家庭内暴力又は性的暴力を受けた非英語圏からの移民及び難民の女性とその子どもたちを対象とした専門家によるサービス対応である、移民女性の支援サービス (Immigrant Women's Support Service) に資金を供給する。詳細情報は以下で閲覧できる。

<http://www.iwss.org.au>

クイーンズランド州政府のサービスについては通訳支援を利用できる。

## 8 その他の自立支援制度

該当なし

## IV. DV 関連の司法手続

### 1 DV 被害者が取り得る司法手続

※ DV 被害者又は近親者への接近禁止命令、住居からの退去命令等を含む

#### (1) 概要 (調査対象地域を明記)

警察官が家庭内暴力事件の現場に到着したとき、最優先事項は関係者の安全確保である。

家庭内暴力が行われている、又は警察官の到着前に行われたことを警察官が合理的に疑う場合、警察官には住宅に立ち入って家屋を捜索する権限がある。これによって家に残っている人がそれ以上危害や暴力を受けることなく安全であることが確実となり、また、確実に適切な措置を取るために必要な証拠も得られる。

当事者たちは、内密に警察と話をすることができるように引き離されることが多い。警察官は、被害者、加害者、又は事件の目撃者に対し、当事者間の関係や過去の家庭内暴力の有無についていくつか質問し、捜査対象の事件についての説明を求めることができる。

警察は、目撃者を含め、家庭内暴力事件に関与した全ての者に、氏名と住所を聞くことができる。

捜査終了時に、家庭内暴力が振るわれ、家庭内暴力による影響を受けた者の保護を求める必要があると警察官が合理的に考える場合、警察は保護命令の申請を行うか、又は警察保護通知（これには保護命令の申請が含まれる）を発行することができる。警察保護通知により、家庭内暴力による影響を受けた者は直ちに保護を受ける。

さらに、加害者によって家庭内暴力が振るわれたことを警察官が合理的に疑い、加害者が人身傷害又は物的損害を引き起こす危険がある場合、警察は加害者を拘留することができる。警察が保護命令の申請を行う、警察保護通知を発行する、又は治安判事に仮保護命令を申請することができるように、加害者は拘留されることがある。被害者の安全が懸念される場合、又は送達される文書を理解できないほどに加害者が酩酊していると警察が合理的に考える場合は、この拘留期間が延長されることがある。

<https://www.police.qld.gov.au/programs/dv/default.htm>

クイーンズランド州裁判所は、家庭内暴力と裁判手続きに関する多くの情報を掲載したページをウェブサイト開設している。以下に関する情報が掲載されている。

- 家庭内暴力とは何か
- 家庭内暴力命令とは何か
- 命令を受け取った場合
- 以下を含む家庭内暴力裁判書類へのアクセス
  - 家庭内暴力命令の申請
  - 家庭内暴力命令の変更

- 裁判所での安全確保を求める書類 – 裁判所到着時、出廷時、及び裁判所退出時の安全対策を行う
- 家庭内暴力裁判手続きに関する動画 – 6 点の動画が 7 言語及びオースラン（オーストラリア手話）で提供されている
- 支援されるサービスのリスト
- 一部の地域で開かれている、専門家による家庭内暴力法廷に関する情報

### **（２）裁判所の判断が出されるまでの期間**

第一審では、5 日以内、遅くとも 28 日以内に事件が裁判所へ持ち込まれるべきである。事件が裁判にかけられると、手続は関与する当事者によって異ってくる。例えば、加害者が裁判所の判断に同意しないことがあり、その場合、審問が通常は最初の公判日から約 2 か月後ごろに設定されるが、一部にはスケジューリングの問題等によって最初の公判日から 12 か月後となることもある。

### **（３）裁判所の判断が効力を有する期間**

クイーンズランド州の命令は 5 年間効力を有し、違反があった場合には加害者は刑事責任を問われる可能性がある。命令には、加害者が被害者に対して正しい行いをし、家庭内暴力を振るわないとの条件がつけられることもあり、加害者が家を出る、被害者と連絡を取らない、被害者を探さないなどの条件を含む、多数の条件がつけられることもある。

### **（４）具体的な申立方法**

警察は、捜査を行った後、必要に応じて裁判所に家庭内暴力命令を申請することができる。被害者の中には、警察を関与させないことを選択し、自ら家庭内暴力命令を申請する者もいる。被害者は、地元の裁判所又は家庭内暴力支援サービスへ行き、申請書を記入する援助を求めることができる。

### **（５）弁護士の選任の要否**

家庭内暴力に関する申請手続において、弁護士は必須ではない。申請を警察が行う場合には、手続の間中、警察が被害者の代理となる。個人の申請人は自ら申立てを行うが、手続において警察に援助を求めることができる。

## **2 1 の手段を講じた場合に想定される加害者側の対抗措置**

**\* 上記 1 への不服申立て、出国禁止命令の申請、DV 被害者から加害者自身も DV を受けたことを内容とする告訴等**

### **（１）概要（調査対象地域を明記）**

警察が保護命令の申請を行うときに、加害者が同時に反対の保護命令を申請することもまれではない。

### **（２）加害者側の措置が効力を有する期間**

事件は警察の申請と同時に裁判手続を進めなければならない。

### **（３）DV 被害者が取り得る対抗策**

<https://www.police.qld.gov.au/programs/dv/default.htm>

### 3 DV被害者が加害者に対し生活費等を請求したい場合の司法手続

#### (1) 概要（調査対象地域を明記）

子どもを扶養するために生活費を求める場合、これは「養育費」と呼ばれる。養育費は家族法上の問題であり、オーストラリア連邦政府の責任範囲に該当する。家族法はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。

養育費の支払い請求に関する情報については、以下にアクセスされたい。

<http://www.familycourt.gov.au/wps/wcm/connect/fcoaweb/family-law-matters/property-and-finance/child-support/>

司法の問題及び手続に関する情報については、以下のいずれかにアクセスされたい。

- クイーンズランド州法律協会（Queensland Law Society）  
(<https://www.qls.com.au/Home>)又は
- クイーンズランド州リーガルエイド（Legal Aid Queensland）  
(<http://www.legalaid.qld.gov.au/Home>)

経済的援助は、クイーンズランド州で暴力行為の被害者となった場合に、ビクティム・アシスト・クイーンズランド（Victim Assist Queensland）から申請できる。これには家庭内暴力が含まれる。

経済的援助は暴力行為から3年以内に申請しなければならない。

詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<https://www.qld.gov.au/law/crime-and-police/victims-and-witnesses-of-crime/financial-assistance/type-of-financial-assistance-available>

- (2) 裁判所の判断が出されるまでの期間 上記を参照されたい。
- (3) 裁判所の判断が効力を有する期間 上記を参照されたい。
- (4) 具体的な申立方法 上記を参照されたい。
- (5) 弁護士の選任の要否 上記を参照されたい。
- (6) 外国人であるDV被害者に有益な情報 上記を参照されたい。
- (7) その他、生活費の確保に関する有益な情報（同種の行政手続等を含む） 上記を参照されたい。

### 5 DVがある場合の離婚手続

#### (1) 概要（調査対象地域を明記）

オーストラリアにおいて、離婚は家族法上の問題であり、オーストラリア連邦政府の責任範囲に該当する。家族法はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。

離婚手続に関する詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<http://www.federalcircuitcourt.gov.au/wps/wcm/connect/fccweb/family-law-matters/divorce-and-separation/divorce/divorce>

- (2) 監護権についての裁判所の判断の傾向 上記を参照されたい。
- (3) いずれの親が子と同居するかについての判断の傾向 上記を参照されたい。
- (4) 離婚手続における養育費についての判断の傾向 上記を参照されたい。
- (5) 離婚手続における面会交流についての判断の傾向 上記を参照されたい。
- (6) 移民／外国人である DV 被害者に有益な情報 上記を参照されたい。
- (7) その他、離婚手続に関する有益な情報 上記を参照されたい。

## 6 DV被害者が監護権の変更を求めたい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

監護権の問題はオーストラリア家庭裁判所の管轄下に置かれる。こうした問題はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。

現行命令を変更する申請に関する詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<http://www.federalcircuitcourt.gov.au/wps/wcm/connect/fccweb/family-law-matters/parenting/applyingto-change-an-existing-order/>

- (2) 具体的な申立方法 上記を参照されたい。
- (3) 弁護士を選任の要否 上記を参照されたい。
- (4) 監護権の変更に関する裁判所の判断の傾向 上記を参照されたい。
- (5) 移民／外国人である DV 被害者に有益な情報 上記を参照されたい。
- (6) その他、監護権の変更に関する有益な情報 上記を参照されたい。

## 7 子と共にDV被害者が転居したい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

家族法上の転居及び移動の問題はオーストラリア家庭裁判所の管轄下に置かれる。こうした問題はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。

家族法上の転居及び移動の問題に関する詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<http://www.federalcircuitcourt.gov.au/wps/wcm/connect/fccweb/family-law-matters/parenting/relocation-and-travel>

- (2) 具体的な申立方法 上記を参照されたい。
- (3) 弁護士を選任の要否 上記を参照されたい。
- (4) 転居に関する裁判所の判断の傾向 上記を参照されたい。
- (5) 移民／外国人である DV 被害者に有益な情報 上記を参照されたい。
- (6) その他、転居に関する有益な情報 上記を参照されたい。

## 8 DV被害者が面会交流の態様を変更したい場合の司法手続

### (1) 概要（調査対象地域を明記）

養育命令はオーストラリア家庭裁判所の管轄下に置かれる。こうした問題はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。

両親の間で意見の相違がある場合の養育命令に関する詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<http://www.federalcircuitcourt.gov.au/wps/wcm/connect/fccweb/family-law-matters/parenting/if-you-cant-agree-on-arrangements/>

- (2) 具体的な申立方法 上記を参照されたい。
- (3) 弁護士の選任の要否 上記を参照されたい。
- (4) 面会交流の態様変更についての裁判所の判断の傾向 上記を参照されたい。
- (5) 移民/外国人である被害者に有益な情報 上記を参照されたい。
- (6) その他、面会交流の内容変更に関する有益な情報 上記を参照されたい。

## 8 弁護士への依頼

### (1) DV に詳しい弁護士の探し方

オーストラリアにおいて、家庭内暴力の問題は刑法（クイーンズランド州）と家族法（オーストラリア連邦）のいずれでも扱われる。家族法弁護士も刑事法刑弁護士も、家庭内暴力に関する助言を提供できるはずである。

クイーンズランド州リーガルエイド（LAQ）は、LAQ ウェブサイト上、電話又は 14 か所の事務所及びクイーンズランド州各地の様々なコミュニティ・アクセスポイントにおいて対面で、法律に関する情報を無料で提供している。LAQ は、法律相談、代理及び専門家サービスも行っている。

詳細情報については、<http://www.legalaid.qld.gov.au/Home> で LAQ に問い合わせること。

弁護士を探すことに関する詳細情報については、以下にアクセスされたい。

<https://www.qld.gov.au/law/legal-mediation-and-justice-of-the-peace/legal-advice-and-investment/legal-information-and-advice>

### (2) 外国語対応が可能な弁護士の探し方

英語を話さないクライアントに対応する際に、弁護士はオーストラリア翻訳・通訳サービスを利用できる。

### (3) 弁護士への依頼方法

弁護士に関する詳細情報については、以下のいずれかに問い合わせされたい。

- クイーンズランド州法律協会（Queensland Law Society）  
<https://www.qls.com.au/Home> 又は
- クイーンズランド州リーガルエイド（Legal Aid Queensland）  
<http://www.legalaid.qld.gov.au/Home>

(4) 弁護士費用の相場 上記を参照されたい。

(5) リーガルエイド

クイーンズランド州リーガルエイドのサイトを閲覧されたい。

(<http://www.legalaid.qld.gov.au/Home>)

(6) 移民／外国人である DV 被害者に有益な情報 上記を参照されたい。

(7) その他、弁護士へ依頼に関する有益な情報 上記を参照されたい。

## 9 その他のDVに関する司法手続についての有益な情報

家庭内暴力を受けている移民の女性に役立つ可能性のあるコミュニティ機関及びコミュニティ司法サービス：

- 移民女性支援サービス (Immigrant Women's Support Service) : [www.iwss.org.au/](http://www.iwss.org.au/)
- 難民・移民司法サービス (Refugee and Immigration Legal Service) :  
<http://www.rails.org.au/>
- クイーンズランド州女性の司法サービス (Women's Legal Service Queensland) :  
<https://wlsq.org.au/>
- カクストン司法センターInc (Caxton Legal Centre Inc) : <https://caxton.org.au/>

## V. ハーグ条約に基づきDV被害者が調査対象国に帰国する場合について

※ 子の連れ去り・留置を行った DV 被害者が、ハーグ条約に基づく手続の後に常居所地国に帰国する場合を想定

1 ハーグ条約に基づきDV被害者が帰国する前に、調査対象地域でDV被害者を対象とした刑事手続が開始されているか否かを確認する方法

※ 子を連れ去られた親本人に告訴したかどうかを聞く以外に、確実な情報を入手する手段がないか等

国際家族法はクイーンズランド州政府の責任範囲にはない。詳細情報については、オーストラリア連邦政府司法省の国際家族法セクションに連絡するか、以下にアクセスされたい。

<https://www.ag.gov.au/FamiliesAndMarriage/Families/InternationalFamilyLaw/Pages/HagueConventionOnTheCivilAspectsOfInternationalChildAbduction.aspx>

住所：

International Family Law Section

Attorney-General's Department

3-5 National Circuit

BARTON ACT 2600

2 DV被害者を対象とした刑事手続が調査対象地域で既に開始されている場合に、DV被害者の帰国前に刑事手続を止める方法

※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手続等

該当なし

3 ハーグ条約に基づき被害者が帰国する前に、帰国後の住居や生活費等を確保する方法  
※ アンダーテイキング・ミラーオーダー、その他の司法上・行政上の手続等

上記を参照されたい。

4 その他、ハーグ条約に基づき帰国する場合に有益な情報

上記を参照されたい。

## VI. その他の関連情報

追加リソース／情報については、以下を参照。

<https://publications.qld.gov.au/dataset/domestic-and-family-violence-resources>

<https://www.communities.qld.gov.au/gateway/not-now-not-ever>